

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目

次

（昭和四年四月十五日第三種郵便物認可）

鳥取県条例第四十一号
職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例

職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第十六条の四第二項中「百分の二百三十」を「百分の二百六十」に改める。

この条例は、公布の日から施行する。

（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）

附 則

- ◆条例 職員の給与に関する条例の一部改正
- ◆教委規則 鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部
改正
- ◆公告 地方労働委員会あつ旋員候補者氏名
- ◆毒物劇物取扱者試験合格者氏名
- 昭和三十二年度職員採用試験の実施
- 県有林立木の競争入札

条 例

教育委員会規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十二年十二月十三日

鳥取県教育委員会委員長 米 原 穂

穂

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

昭和三十二年十二月十三日

鳥取県知事 遠 藤

茂

改正する規則

鳥取県教育委員会規則第十号

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を

氏名	生年月日	職業	経歴	住所	所	電話、連絡
花房多喜雄	明治三二、二八	弁護士	第八、九、十、十一期労働委員会 前幹旋員候補者	鳥取市西町三〇六	鳥取 三、九八二	
森田康	四、三五、一四	鳥取大学教授	第九、十、十一期公益委員	湯所町	三、一五一 (大学)	
岡崎隆俊	大正三、三一	税弁理護士	前幹旋員候補者	掛出町一	二、五八一	
下田三子夫	大正元、四、二五	鳥取電機(株) 総務課長	鳥取地方裁判所調停委員	西町三二三	二、六八七	
小林勝乃	大正元、七	従組執行委員長	鳥取県労働基準監督審議会委員	栗谷町五	二、六一二	
広田幸一	大正元、八、二	日本通商鳥取支社 執行委員長	第十一期労働者委員 前幹旋員候補者	卯垣一五三	四、一六一	
高田勝次	大正元、四、四	国鉄労組鳥取支 行委員長		湯所町一〇二		

公 告

労働関係調整法施行令第四条並びに中央労働委員会規則第六十八条の規定にもとづき、鳥取県地方労働委員会あつ旋員候補者の氏名及び履歴等につき左のとおり公示する。

昭和三十二年十二月十三日

鳥取県地方労働委員会会長 花房多喜雄

あつ旋員候補者名簿 (昭和三二、一一、二七委嘱)

鳥取県教育委員会事務局組織規程(昭和三十一年四月鳥取県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項を次のように改める。

2 特に必要があると認めるときは、事務局に次長を、

課に課長補佐又は主査を、高校教育課、義務教育課及

び体育保健課に指導主査を、社会教育課に社会教育主査を置くことができる。

第七条第五号を次のように改める。

五 主査 上司の命を受け、教育事務に参画する。

第七条第五号の次に次の二号を加える。

六 指導主査 上司の命を受け、学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に参画す

る。社会教育主査 上司の命を受け、社会教育に関する専門的事項の助言と指導に関する事務に参画する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

昭和三十二年十二月十三日

鳥取県教育委員会委員長 米原穰

鳥取県教育委員会規則第十一号

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をこのに公布する。

附 則

職員の職の設置に関する規則(昭和三十一年十一月鳥取県教育委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「主査」の次に「指導主査」及び「社会教育主査」を加える。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

00157

農業土木	化学生産	農芸化	蚕絲	農林建築	土建事業	一般事務	区分	職種	採用予定人員
								上級	
" "	" "	" "	" "	" "	" "	若干名	上級	採用予定人員	若干名
" "	" "	" "	" "	" "	" "	若干名	初級	採用予定人員	若干名

上級		初級		(1) 昭学校教育法による大学(短期大学を除く。)を十三年三月三十日までに卒業した者または昭和三十年三月三十日までに卒業する見込の者(年令を問いません。)				(2) 学校教育法による短期大学を昭和三十年三月以前に卒業した者で、昭和五年四月二日以降に生れた者(前記(1)人事委員会が前記(1)または(2)に該当する者と同一と認めた者)			
(1) 日本の国籍を有しない者		(2) 禁治産者および準禁治産者		(3) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者は執行を受けることがなくなるまでの者				(4) 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その处分の日から二年を経過しな者			

ただし、次の各号の一つに該当する者は受験できません。

男女の別を問いませんが、次の試験区分別の受験資格を必要といたします。

二 受験資格

農業用	合格証番号	受験番号	氏名	谷岡寿延	六三六、ク	調整課長	六三三、ク	吉成六八七
一般用	一六八	一	植木林	昭和三十二年十二月十三日	五古田当高	三三四、六	大谷徹一	三三五、七 前田義孝
	一六九	二	桜井芳人					
	一七〇	五	広谷裕子					
	一七一	七	岩宮達郎					
	一七二	九	遠藤邦夫					
	三三一	三	松沢吉宗					
	三三二	四	野口儀					
				鳥取県人事委員会	昭和三十二年十二月十三日	昭和三十二年度鳥取県職員採用上級・初級試験について次のとおり公告する。		
						一 試験の対象となる職及び合格予定人員		
						試験は次の区分により行いますが、このうち任意の一種を選択して受験することができます。		

(5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

たはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

三 第一次試験

1 方法

上級試験では、教養試験と専門試験を大学卒業程度において、初級試験では、一般事務は教養試験と適性試験、その他については、教養試験と専門試験を高等学校卒業程度において行います。

イ 教養試験 試験区分にかかわらず、公務員とし

職種	分級	野級	
		初級	野級
一般事務	力的政治、経済、産業、労働等の社会事象の理解に必要な基礎知識、判断力その他一般的な行政事務の遂行に必要な基礎力		
土木建築	数学、力学、水理学、測量、土木材料、土木施工、河川、港湾、発電水力、道路、鉄道、橋梁、都市計画、建築設備、建築史、建築構造、建築法規、建築材料、建築計画、計画原	数学、応用力学、構造、測量、土木材料及び建築施工	数学、応用力学、構造、測量、土木材料及び建築施工
		建築施工	建築施工

農業	栽培学、汎論、作物学、園芸学、育種遺傳学、植物生理学、育種遺傳学、植物病害学、
林業	森林工学、森林經營、造林、森林利用、木材工芸、林產製造、
畜産	家畜育種、家畜繁殖、家畜飼養、畜產各論、畜產物利用
蚕糸	蚕種學、育蚕學、應用昆蟲學、蚕桑病理學、製絲原料學、
農芸化学	無機化學、有機化學、物理化學、農產製造學、分析化學、土壤學、肥料學、生物化學、營養化學、農業化學、農業工程、土壤造成、測量、材料および施工、農業機械、農學一般、
農業土木	数学、水理学、応用力学、農業經濟、農業結構、農地造成、土地改良、農業機械、農學一般、農業経済学一般

2 日時、場所

昭和三十三年二月二日（日）に鳥取市及び米子市において行います。

時刻及び試験場は受験票交付際お知らせします。

3 第一次試験合格者の発表

昭和三十三年二月十八日（火）県庁前に掲示するほか、合格者に通知します。

四 第二次試験

て必要な一般知能及び教養について、択一式による筆記試験を行います。

ロ 適性試験 一般事務補助職員として必要な適性を有するかどうかについて上級試験では択一式及び記述式、初級試験では択一式による筆記試験を行います。

なお、専門試験はそれぞれ次の分野から出題されます。

ハ 専門試験 職種に応じた専門的知識、能力等を

有するかどうかについて上級試験では択一式及び記述式、初級試験では択一式による筆記試験を行います。

ハ 身上調査 受験資格の有無、申込書記載事項の

第二次試験は第一次試験の合格者に對して行います。

(1) 方法

(4) 口頭試問 主として人物について個別面接によ

る試験を行います。

(4) 身体検査 胸部疾患の有無に重点を置いて職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて検査を行います。

00162

昭和32年12月13日 金曜日 鳥取県公報 第2879号 12

一三 入札保証金 入札金額の百分の五以上

一四 その他

代理人において入札する場合は委任状を持参すること。

印鑑筆記具を持参すること。

3 入札執行について不明な点は県立日野産業高等学
校又は県教育委員会管理課へ問合わすこと。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日
火、
金

發印 刷行
鳥取縣鳥取市東町取
印刷所